

# 令和5年度 目黒区地域公共交通会議【第2回】

令和5年12月26日(火)

書面による開催

## 次 第

### 1 目黒区地域公共交通会議設置要綱改定

### 2 議題

東部地区地域交通バスの運賃変更等について(報告)

#### < 配布資料 >

説明文 資料説明及び意見用紙の提出について

資料1 目黒区地域公共交通会議設置要綱(改定)

資料2 東部地区地域交通バスの運賃変更等

資料3 令和5年度第1回目黒区地域公共交通会議議事概要及び意見

参考資料1 東急バスによる乗合バス路線の運賃改定申請(R5.11.30)

意見用紙 議題に関する意見等

以 上

## 令和5年度第2回目黒区地域公共交通会議

### 配布資料の説明文

<b>【経過】</b> <p>令和5年9月14日に開催しました「目黒区地域公共交通会議」（以下、「交通会議」という）において、東部地区の地域交通バス導入に向けて、運行ルートやバス停等について合意をいただきました。その後、10月1日に道路運送法の改正に伴い、今後、実証運行の申請に必要な目黒区地域交通バスの導入に伴う運賃等について、道路運送法第9条第4項の規定に基づき4者による目黒区地域公共交通運賃等協議会（以下、「運賃等協議会」という）での協議を行うこととなりました。</p> <p>また、運行事業者となる東急バスより、11月30日付けで乗合バス路線の運賃改定の申請を行った旨の報告を受け、それに合わせて東部地区地域交通バスも運賃設定を変更することを協議会として決定しました。</p> <p>つきましては、運賃等に関する協議結果を交通会議（書面開催）にて報告させていただきます。</p>
<b>【資料1】目黒区地域公共交通会議設置要綱（改定）</b> <p>道路運送法の改正に伴い、交通会議の設置要綱の内容を、運賃等協議会の構成員や運営等を追記し、4者による運賃等の協議結果を交通会議へ報告するよう改定しています。</p>
<b>【資料2】東部地区地域交通バスの運賃変更等</b> <p>今回の議題となります、東部地区地域交通バスの運賃変更等について、4者による運賃等協議会での協議結果をまとめたものとなります。</p> <p>東部地区の地域交通バスの運賃については、区内の路線バス利用者との公平性や競合するバス路線の運賃との関係から、既存の路線バスと同様の料金設定とすることとしていました。しかし、11月30日付けの東急バスによる乗合バス路線の運賃改定の申請内容の報告を受けまして、地元町会等による東部地区交通協議会で検討した結果、改定する運賃に合わせて東部地区地域交通バスも運賃設定を変更することでまとめました。</p> <p>そこで、12月13日に4者による運賃等協議会を開催し、普通運賃や1日乗車券、回数券などの金額について協議し決定しました。あわせて、令和6年3月から実施予定の実証運行について、地域交通バス運行の周知や利用促進を目的に3月26日から31日までの期間の運賃を無料として運行することとしました。</p>
<b>【資料3】令和5年度第1回目黒区地域公共交通会議議事概要及び意見</b> <p>前回、9月14日に開催しました交通会議の議事概要及び意見をまとめたものです。</p>
<b>【参考資料1】東急バスによる乗合バス路線の運賃改定申請</b> <p>本資料は、11月30日付けで東急バスから発表されたもので、運転士を中心とした深刻な人材不足による人件費の増加や2024年4月の「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の改正により、更なる運転士の確保が必要となることから、令和6年3月24日を実施予定日として、乗合バスの普通旅客運賃等について改定されることが示されたものです。</p>
<b>【意見用紙】</b> <p>今回の議題案件につきましては、運賃改定と3月の運賃無料の運行についての報告となり、協議いただく内容ではありませんが、意見用紙の提出をもちまして交通会議への出欠確認とさせていただきますので、お手数をお掛けして申し訳ありませんが、よろしく願います。</p> <p>提出期限：<u>令和6年1月15日（月）まで</u>（押印不要です） メール又は郵送等で回答をお願いいたします。</p>

## 目黒区地域公共交通会議等設置要綱

令和 5 年 1 0 月 2 0 日

目都政第 1 4 1 6 号

## ( 目的及び設置 )

第 1 条 道路運送法施行規則 ( 昭和 2 6 年運輸省令第 7 5 号 ) 第 9 条の 3 の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な旅客運送の確保やその他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、目黒区地域公共交通会議 ( 以下「交通会議」という。 ) 及び目黒区地域公共交通運賃等協議会 ( 以下「運賃等協議会」という。 ) を設置する。

## ( 所掌事項 )

第 2 条 交通会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- ( 1 ) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等の協議に関する事。
- ( 2 ) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価の協議に関する事。
- ( 3 ) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項。

2 運賃等協議会は、次に掲げる事項を所掌し、協議結果等を交通会議へ報告する。

- ( 1 ) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の運賃等の協議に関する事。
- ( 2 ) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項。

## ( 交通会議の組織 )

第 3 条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- ( 1 ) 目黒区都市整備部長
- ( 2 ) 目黒区都市整備部都市計画課長
- ( 3 ) 目黒区都市整備部みどり土木政策課長
- ( 4 ) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- ( 5 ) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- ( 6 ) 区民
- ( 7 ) 国土交通省関東運輸局長又はその指名する者
- ( 8 ) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- ( 9 ) 道路管理者
- ( 10 ) 交通管理者
- ( 11 ) 学識経験者
- ( 12 ) その他区長が必要と認める者

2 前項第 4 号から第 1 2 号までの委員は、区長が委嘱する。任期は 2 年以内とし、再任を妨げない。

3 委員が任期中に、第 1 項第 4 号から第 5 号まで及び第 7 号から第 1 1 号までの職を離れた場合は新たな委員を委嘱又は任命できるものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

4 第1項第6号及び第11号に掲げる委員については、都市整備部みどり土木政策課において指名した者とする。

(運賃等協議会の組織)

第4条 運賃等協議会の構成員は、次に掲げる者とする。

- (1) 目黒区都市整備部みどり土木政策課長
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (3) 区長が関係住民の意見を代表する者として指名する者
- (4) 国土交通省関東運輸局長又はその指名する者

(会長)

第5条 交通会議及び運賃等協議会にそれぞれ会長を置き、第3条第1項第1号に掲げる者(運賃等協議会にあっては、第4条第1項第1号に掲げる者)をこれに充てる。

- 2 会長は、交通会議及び運賃等協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員(運賃等協議会にあっては、構成員)の中から会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(交通会議の運営)

第6条 交通会議は会長が召集し、議事を進行する。

- 2 交通会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 第3条第1項第4号から第5号まで及び第7号から第10号までに掲げる委員は、同一の団体又は機関に所属する者を指定し、代理人として交通会議に出席させることができる。
- 4 交通会議の議決を要する事項は、出席委員(前項の代理人を含む。)の全会一致を原則とするが、これが困難な場合は出席委員の3分の2以上で決する。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は資料を提出させることができる。
- 6 交通会議の庶務は、都市整備部みどり土木政策課において処理する。

(運賃等協議会の運営)

第7条 運賃等協議会は会長が召集し、議事を進行する。

- 2 第4条第1項第2号及び第4号に掲げる構成員は、同一の団体又は機関に所属する者を指定し、代理人として運賃等協議会に出席させることができる。
- 3 運賃等協議会の議決を要する事項は、出席構成員(前項の代理人を含む。)の全会一致を原則とする。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を出席させて意見を聴き、又は資料を提出させることができる。
- 5 運賃等協議会の庶務は、都市整備部みどり土木政策課において処理する。

( 会議の公開 )

第 8 条 交通会議は原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会議を非公開とすることができる。

( 1 ) 交通会議において取り扱う情報が、目黒区情報公開条例 ( 平成 1 2 年 1 2 月目黒区条例第 5 8 号 ) 第 7 条各号に該当するとき。

( 2 ) 交通会議を公開することにより公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあると認められるとき。

2 交通会議の非公開の決定方法、公開の方法、その他会議の公開に関し必要な事項は、区長が定める。

( その他 )

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、交通会議及び運賃等協議会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 1 1 月 1 6 日より施行する。

この要綱は、令和 5 年 1 0 月 2 0 日より施行する。

別表第 1 ( 第 3 条関係 )

	要綱第 3 条の委員	所属
1	目黒区	都市整備部長
2		都市計画課長
3		みどり土木政策課長
4	一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者	東京都交通局自動車部計画課長
5		東急バス株式会社 運輸事業部計画部 地域交通グループ課長
6		小田急バス株式会社運輸計画部課長
7	一般旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者又はその指名する者	一般社団法人東京バス協会乗合業務部長
8		一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会業務部長
9	区民	目黒区町会連合会
10		目黒区商店街連合会
11		目黒区老人クラブ連合会
12		公募
13		公募
14	国土交通省関東運輸局長又はその指名する者	国土交通省関東運輸局東京運輸支局 首席運輸企画専門官
15	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者	東京都交通運輸産業労働組合協議会 バス部会事務長
16		東京都交通運輸産業労働組合協議会 ハイタク部会事務長
17	道路管理者	国土交通省関東地方整備局 東京国道事務所管理第一課長
18		東京都建設局第二建設事務所管理課長
19		目黒区都市整備部土木管理課長
20	交通管理者	警視庁交通部交通規制課交通規制担当管理官
21		警視庁目黒警察署交通課長
22		警視庁碑文谷警察署交通課長
23	学識経験者	東京都市大学建築都市デザイン学部准教授

別表第 2 ( 第 4 条関係 )

	要綱第 4 条の構成員	所属
1	目黒区	みどり土木政策課長
2	一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者	東急バス株式会社 運輸事業部計画部 地域交通グループ課長
3	区民	目黒区町会連合会
4	国土交通省関東運輸局長又はその指名する者	国土交通省関東運輸局東京運輸支局 首席運輸企画専門官

## 東部地区地域交通バスの運賃変更等について

道路運送法第9条第4項の規定に基づき、目黒区東部地区地域交通バス(目黒区総合庁舎～目黒駅前)の路線について、令和5年12月13日に以下の4者の構成員により運賃等の協議を行い決定した。

## 【構成員】

区分	組織名
当該路線等をその区域に含む区市町村	目黒区
当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者	東急バス株式会社
当該路線等を管轄する地方運輸局	国土交通省関東運輸局 東京運輸支局
区市町村の長が関係住民の意見を代表する者として指名する者	目黒区町会連合会

## 【運賃及び料金】

項目	金額(変更前)	金額(変更後)
普通旅客運賃(片道)	(大人)現金・IC 220円 (小児)現金・IC 110円	(大人)現金・IC 230円 (小児)現金 120円、IC 115円
東急バス一日乗車券	520円(大人) 260円(小児)	540円(大人) 280円(小児)
東急線・東急バス 共通一日乗車券	440円(大人) 220円(小児)	460円(大人) 240円(小児)
普通回数旅客運賃	220円券×10枚綴り 2,000円 (大人) 110円券×10枚綴り 1,000円 (小児) 110円券×10枚綴り 1,000円 (大人<障害者>) 60円券×10枚綴り 500円 (小児<障害者>)	230円券×10枚綴り 2,000円 (大人) 120円券×10枚綴り 1,000円 (小児) 120円券×10枚綴り 1,000円 (大人<障害者>) 60円券×10枚綴り 500円 (小児<障害者>)
身体障害者割引		
知的障害者割引		
児童福祉法適用者割引	普通旅客運賃 5割引	普通旅客運賃 5割引
精神障害者割引 東京都が発行する精神障 害者保健福祉手帳(写真添 付のあるもの)に限る	回数旅客運賃 5割引	回数旅客運賃 5割引

項目	金額（変更前）	金額（変更後）
幼児（1歳以上～6歳未満）	小学生以上に同伴する幼児2人まで無料、幼児単独で乗車する場合は小児運賃	小学生以上に同伴する幼児2人まで無料、幼児単独で乗車する場合は小児運賃
乳児（1歳未満）	無料	無料
令和6年3月26日～3月31日の運行	通常運賃	無料

旅客運賃の計算方法

- （1）小児運賃は大人運賃の半額とし、10円未満の端数は10円単位に四捨五入する。
- （2）運賃計算上の端数は10円単位に四捨五入する。
- （3）ICカードにより普通旅客運賃を収受する場合（その全額をICカードにより収受する場合に限る）において、当該普通旅客運賃額を1円単位とする場合における上記（1）および（2）については、「10円」とあるのは「1円」とする。

## 目黒区地域公共交通会議 議事概要

名 称	令和 5 年度 目黒区地域公共交通会議（第 1 回）
日 時	令和 5 年 9 月 1 4 日（木）9：30～11：00
会 場	目黒区総合庁舎 地下 1 階 第 1 8 ・ 1 9 会議室 （目黒区上目黒 2 - 1 9 - 1 5 別館地下 1 階）
出 席 者	委員の出欠については、別紙「出席者名簿」のとおり 事務局 都市整備部みどり土木政策課 清水、山下、亀山 株式会社オリエンタルコンサルタンツ 4 名
会議の公開 非公開	公開
傍聴者	2 人
配付資料	資料 1 目黒区地域公共交通会議委員名簿 資料 2 目黒区地域公共交通会議設置要綱及び傍聴要綱 資料 3 東部地区の地域交通導入に向けた地域の取組と今後の 進め方について 資料 4 北部地区の地域交通導入に向けた地域の取組について 資料 5 令和 4 年度第 2 回目黒区地域公共交通会議議事概要及び 意見
会議次第	1 開会 2 委員紹介 3 議題 東部地区の地域交通導入に向けた地域の取組と今後の進め方 について 4 報告事項 北部地区の地域交通導入に向けた地域の取組について 5 閉会

## 会議の経過及び発言内容

### 【議事進行】

#### 次第1「開会」

会長（都市整備部長）より挨拶。

#### 次第2「委員紹介」

資料1「目黒区地域公共交通会議委員名簿」のとおり、事務局より報告。

### 【補足説明】

会長 今年度変更された方は、資料1の赤枠の4名の方となる。

本日は、東部地区の運行計画案等について意見をいただくため、渋谷区の交通政策課長にも出席いただいている。

次に目黒区地域公共交通会議傍聴要綱に基づき、本会議を公開とし、傍聴可能とします。本日の傍聴希望者が2名いることを説明し、入室について委員へ確認。

委員 異議なし。

会長 異議がないことから入室を許可する。

### 【議事進行】

#### 次第3「議題（1）東部地区の地域交通導入に向けた地域の取組と今後の進め方について」

資料3「東部地区の地域交通導入に向けた地域の取組と今後の進め方について」の概要について事務局より説明。

### 【質疑応答】

会長 東部地区の運行ルート・バス停留所及び運行計画案について、ルート沿線の3区のうち品川区と港区からは書面で合意をいただいております。渋谷区については本日出席の交通政策課長より意見を伺いたい。

渋谷区 運行ルートの一部が渋谷区を通行することに関しては、周辺地域への十分な合意形成・周知をされているということで報告を受けているので特に意見はない。今年度から渋谷区でもハチ公バスの適正化の検討調査を行っており、来年度は実証運行、再来年度は本格運行を予定しているので、コミュニティバス相互の連携も果たしていければというところで、区を跨った流動が活性化すればよいかと思っている。

会長 特段支障はないということで承った。今後両区で連携を測れるとよいと思う。

国の改善基準告示や東急バスの会社合併について、東急バスから補足

説明等があれば頂きたい。

委員 先程、目黒区から報告があったように、これまで来年3月から12便/日の運行予定で検討を進めてきたが、乗務員の確保が困難な状況となり、地域の皆様のご期待を頂いている中で申し訳ないが、運行開始時においては半分のボリュームの6便/日で相談させていただいた。要因としては、バス運転者の改善基準告示の改正により労働時間の見直しが厳しくなったこと、また同時期に会社の合併で一時的に乗務員の採用が厳しくなるということ、さらに全国的に乗務員不足が問題となっているが弊社も例外ではなく、ぎりぎりまで確保は続けてきたが、現段階では3月に12便/日の体制は難しい。なんとか計画に合わせることも検討したが、安全を最優先するにはこのような対応が最善かと判断し相談申し上げた次第であり、ご理解いただけると幸いである。採用活動は今後も継続するので、数か月のうちには当初の予定に合わせられるような見通しで対応したいと考えているが、当初はご了承いただきたい。

会長 私も新聞等で、全国的に乗務員不足が問題となっているという話は目にしていたが、東京でもこのようなことがあるのだと今回の件で痛感している。申し訳ないがなんとか運行できるように今後とも協力いただきたい。

委員 今回のような実証運行は道路運送法21条により開始し、収支等の安定が見られれば4条運行に移行するというのがスタンダードかと思うが、いきなり4条申請での運行というのは可能なのか。

事務局 今回の実証運行では、利用者の利便性を考慮し、既存の東急バスの停留所も使わせていただくことから、4条申請で実施することとした。

委員 特に申請の順番的な面では問題はないということか。

事務局 関係機関とも相談調整をしているが、4条申請での実施が不可という回答はなかった。

委員 導入車両は運行車両が2台・予備車両1台となっているが、乗務員の確保が難しく6便/日のスタートということで、数か月内に乗務員の確保の目途が立つというお話であったが、それも流動的だと思うように進まないケースもあるかと思う。そうするとバスの購入についてもそれに合わせて柔軟な形にしないと、乗務員が確保できていないのに車両だけがあるといったことが起き得ると思えるが、そうした点の想定はどうされているか。

事務局 車両はEVバス3台を購入予定で申請を進めている。6便/日であっても1台で回すのではなく、順番に車両を使って回していく。12便/日への移行の時期は、令和6年度に入ってから数か月程度でいけそうだという話は伺っており、今年度中に車両3台の準備はしておきたいという予定である。

委員 コストが無駄にならないのならそれでよい。

会長 バスは製造にも時間がかかるので、逆に乗務員は確保できたが車両がないという状態も有り得る。点検等もあるので、常に予備車両は1台用意しておかないとならず、2便で回すこともできないと聞いている。そうした点もあるため、今回はコスト的にも無駄がなく運行にも支障が出ないというところで現在の形となっている。

委員 12便/日を6便/日にされるということだが、具体的にどのように減便されるのか。始発・終発に変更があるのか、頻度に変更があるのかといったサービス水準への影響を教えてください。また、社会背景があるので減便は仕方のないことだが、地域で協議会を立ち上げて検討・準備を続けてきた目黒区がついに地域主体型の地域交通を始めるという注目の的の中で、最初の印象は大事だと思う。収支率のハードルも高い中で、協議会に携わってきた方々は理解しているだろうが、これから実際に運賃を支払い動いていく住民の方々、施設利用者の方々は、第一印象として6便/日に触れることとなり、12便/日に戻ったときに正しい理解促進ができるのかという懸念がある。そのために非常に重要な役割を持っているのが協議会だと思う。先日第2回協議会が行われたということで、そこで減便の説明をされて了解を得たということであろうが、それを受けて、地域の利用促進に及ぼされる影響についてはどのように議論されたのか、また協議会として運行開始に向かってどのような努力をされていくのか、どのような意見があったのか。

事務局 減便時のサービス水準については、当初の運行計画案では8:30～16:45の間に45分間隔での運行であったが、始発時刻は病院への通院の利用要望が高い中で決まったこともあり当初と変わらず、90分間隔での運行となる。協議会での意見については、減便については本日と同じ資料をもって説明を行った。スタートが6便/日となるというところで、今後は協議会で地域へのPRをどうしていくかが焦点になるが、厚生中央病院・東京共済病院・恵比寿ガーデンプレイスも協議会に入っており、病院からは積極的にバスへの広告掲示や、病院内等でもPRを行いたいという意見もいただいている。減便とはなるが地域の力を借りながらPRを行い継続的な運行に繋げていきたいと区も協議会も考えている。

委員 p.8の実証運行に向けた流れの図でも、実証運行の準備のところにPR・周知活動とあるが、これは非常に重要であるし、ここに記載されていないことで重要なのは地域住民へのアプローチだと思う。協議会の方々は最も地域に近く、その地域の利用促進にどうしたものが合っているかの知恵を持っていると思われる。実証運行が開始されたときに、リアルタイムに利用状況を把握すると同時に、地域の受け入れ状況がどうか、それに基づいてどのようなアクションを次にとらなくてはいけないかという、実証運行スタート後のPDCAの回し方も意識して進めていただ

きたい。

事務局 ご意見いただいた通りである。目黒駅を降りた方にどれだけ乗っていただけるかも地域住民以外では重要になると思う。地域への協力依頼もそうであるが、そこにバスがこうしたルートで走っていることを知っていただくことも重要となると思うので、地域へのアプローチとともにアクションを行い、必要なPDCAをもって見直しを行っていききたい。

会長 私も減便の報告を受けたときには同じ思いで、地元からすると最初に受ける印象が大きく、そのあとのリカバリーが必要だと感じたので、そのあたりもしっかり対策を行っていききたい。

他にご意見がなければ、東部地区については本日の内容で合意いただいたということによいか。

委員 異議なし。

会長 東部地区については、本日頂いたご意見のもと、引き続き実証運行に向けた手続きを進めていくこととする。

#### 【議事進行】

次第4「報告事項(1)北部地区の地域交通導入に向けた地域の取組について」  
資料4「北部地区の地域交通導入に向けた地域の取組について」の概要について事務局より説明。

#### 【質疑応答】

委員 p.5の車両制限令の図について、歩道の内側が道路幅員、路肩を除くと車道幅員というのは間違いで、歩道 路側帯で、路側帯を除くと車道幅員であると思われる。相互通行の場合は法律上、車両同士の間には50cm必要となっているはずなのでその要件が必要で、逆に路肩の50cmというのは関係なかったかと思うので確認いただきたい。また、説明資料の中でミーティングポイントという表現と停留所という表現が混在しているが、統一する方がよいと思う。停留所というと道路交通法上の停留所と誤認されるので、あまりその表現は使わないほうがよいのではないか。

事務局 車両制限令の幅員表記についてはご指摘いただいた通り間違いであった。歩道が無く、側溝で白線が無い状態であると路肩50cmずつ、それと間に相互通行できるための50cmという表現をしないと適切でなかった。後ほど訂正させていただく。ミーティングポイントと停留所の表現については、ミーティングポイントに統一させていただく。

委員 現段階での方向性としては、資料を見る限りではp.5とp.6の○ xの評価を組み合わせると軽自動車デマンド型がよいとなるが、物理的な条件からそうした結論を出さざるを得ないということであると思う。軽自動車を使うことによって、試走会・現地調査結果の地図で通れないところがあるが、どの程度通れるようになるのか。また、この状況を

地元の方々はどのように受け止めているか。需要の予測は難しいとは思いますが、軽自動車で運べるようなレベルのニーズなのか、それともニーズとスペックが乖離しすぎているような状況か。

事務局 p.3で×になっているところは車両制限令上、ハイエースで通行できなかったところであるが、今後、道路幅員は再確認して検討していきたい。その上でp.5には軽自動車やグリーンスローモビリティがあるが、もしここでデマンド型の地域交通をするのならこうした車両を検討の視野に入れていく必要があるという状況である。地域の受け止めについては、試走会などを行っていく中で、デマンド型であっても地域交通を走らせたいという地域の思いもあるが、収支や利用率の点から見るとタクシーでもよいのではという議論も出てくる可能性もあるため、そうした方向性も含めての検討を続けていきたい。

委員 渋谷区がいらっしゃるので可能であれば伺いたいですが、駒場地域は渋谷区ともかなり隣接しており、ここでデマンドを行うという検討は全国的に衝撃的であると思う。先ほど、目黒区のコミュニティバスとも連携を図っていきたいといったコメントもあったが、駒場の内容に関して、隣接している区のご担当としてはどういった見方をされているか。

渋谷区 検討過程ということなのでどのようなデマンド形式を取られるかにもよるが、主体の勉強会はボーダーレスでやるべきだとは思いますが、財政的には目黒区の補助金、区民の税金を使ってやることなので、渋谷区でのサービスについては整理が必要であるとは思いますが、これから仕組みなどを検討される中で共有させていただければと思う。

委員 今、言われたように、区がそれぞれ税金を供出して運営を行っている地域交通の中で、連携ができるとよいが、財政的な面や行政をまたぐことによる地域特性もある。目黒区の交通会議の一員として、渋谷区などの地域の考え方や、連携へのポテンシャルを伺えたらよいと思い発言させていただいた。

委員 事務局が先程言われたタクシーでもよいのではという話は私もそう思う。軽自動車にしても車両購入の経費もかかり、それを税金で賄うことになる。またデマンド交通となると乗務員の確保も必要となり、先程、東急バスの話にもあったように乗務員不足の中でそこまで手が回るのかということもあり、例えばすでにあるタクシーというサービスに地域限定の割引券を配り、それを交通空白地域の方だけの限定サービスにすることもできると思うので、総合的に考えるとそうした方がよいのではと感じる。

事務局 タクシーという意見もあるので、地域住民と検討していきたいが、その地域だけに割引券等を配るとなると目黒区全体の中での公平性の観点でどうかということもある。配布する場合は、区全体の中で公平性が失われないような形で慎重に検討する必要がある。

委員 軽自動車でデマンド型というのが検討に入っているということであるが、軽自動車が営業車に認められるかは保安基準等からすると微妙なところもあり、そのまま検討を進めるのは危険だと思われる。本当に検討を進めるのならば事前に相談いただきたい。

事務局 そうした方向になった場合は事前に相談させていただく。

委員 タクシー関係者として、デマンド型タクシーは以前にも実証運行で携わってきたが、不評で今は運行していない。例えば東京駅のタクシープール等に地点を設けて相乗りというのはあるが、周辺にタクシーが常にはないとデマンド型のタクシー運行をやるのは難しいと思う。また、荒川区や足立区でもタクシーを入れた地域内での実証運行を実施予定である。

事務局 他区でのタクシーの事例も含めて調査・検討していきたい。

会長 議題は以上となります。東部地区の今後の進め方につきましては合意いただいたので、引き続き取り組みを進めていきます。

#### 【議事進行】

#### 次第「5 閉会」

事務局 本日合意いただいた東部地区の運行計画案については今後、手続きやバス停の整備を行う。東部地区での実証運行の実施結果や利用実績等をまとめ適宜報告する。次回は今後の進捗に合わせて開催を案内させていただきます。

以 上

# 令和5年度 目黒区地域公共交通会議【第1回】

別紙

開催日時：令和5年9月14日(木)午前9時30分～午前11時00分

開催場所：目黒区総合庁舎 地下1階 第18・19会議室(目黒区上目黒2-19-15 別館地下1階)

	所属・役職等	氏名(敬称略)	会場出欠席	Web出欠席	備考
1	目黒区都市整備部長	しみず としや 清水 俊哉		-	
2	目黒区都市整備部都市計画課長	さとう きんや 佐藤 欣哉		-	
3	目黒区都市整備部みどり土木政策課長	しみず まこと 清水 誠		-	
4	東京都交通局自動車部計画課長	わかた みずほ 若田 瑞穂		-	代理
5	東急バス株式会社運輸事業部計画部地域交通グループ課長	いし よういち 石 洋一		-	
6	小田急バス株式会社バス事業本部計画部課長	ふるや ひろぶみ 古谷 弘文		-	代理
7	一般社団法人東京バス協会乗合業務部長	よねざわ あきひろ 米澤 暁裕		-	
8	一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会業務部業務部長	こいけ たけし 小池 毅	-	-	欠席
9	目黒区町会連合会	みしば のぶお 三柴 伸生		-	
10	目黒区商店街連合会	すわ たかし 諏訪 尊		-	
11	目黒区老人クラブ連合会	やまくち たけし 山口 武志		-	
12	区民(公募)	いけうち たかし 池内 卓		-	
13	区民(公募)	かわはら ひろこ 川原 寛子		-	
14	国土交通省関東運輸局東京運輸支局 首席運輸企画専門官	かまづか としみつ 鎌塚 俊充		-	
15	東京都交通運輸産業労働組合協議会 バス部会事務長	しむら まさき 志村 雅貴	-	-	欠席
16	東京都交通運輸産業労働組合協議会 ハイタク部会事務長	くが つねお 久我 恒夫		-	
17	国土交通省関東地方整備局 東京国道事務所管理第一課長	とまる おさむ 外丸 修		-	
18	東京都建設局 第二建設事務所管理課長	やました くにひろ 山下 邦洋	-	-	欠席
19	目黒区都市整備部土木管理課長	はら あきみち 原 亮道		-	
20	警視庁交通部交通規制課管理官(調査担当)	ふじひら ただはる 藤平 忠晴		-	
21	警視庁目黒警察署交通課長	きくち あさみ 菊池 あさみ		-	
22	警視庁碑文谷警察署交通課長	やました のりお 山下 憲雄		-	
23	学識経験者 東京都市大学建築都市デザイン学部准教授	いながき ともゆき 稲垣 具志		-	
24	渋谷区土木部交通政策課長	よしたけ なりひろ 吉武 成寛		-	

## 乗合バス路線の運賃改定における上限運賃変更認可申請

## (東京都内・横浜市内) および実施運賃変更届出 (川崎市内) について

東急バス株式会社

東急バス株式会社(本社：東京都目黒区、取締役社長 古川 卓)は、2024年3月24日を実施予定日とした乗合バス路線の運賃改定について、本日、国土交通省関東運輸局長宛てに一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請(東京都内・横浜市内)を行いました。また、本認可を前提に川崎市内乗合バスにおきましても実施運賃変更の届出を予定しております。

日頃よりご利用のお客さまにおかれましては、何卒事情をご賢察のうえ、ご理解賜りますようお願い申し上げます。尚、申請・届出理由および概要は以下のとおりとなります。

## 1. 申請・届出理由

弊社の東京都内・横浜市内乗合バス運賃は、1997年の前回改定以降、消費税改定によるものを除き運賃を変更することなくバス事業を維持継続して参りました。しかしながら、アフターコロナ下での新しい生活様式の定着に伴い通勤・外出需要の回復が見込めない中、各種更新設備投資や 脱炭素社会への取組みに加え、運転士を中心とした深刻な人材不足による人件費の増加等、より厳しい経営状況が想定されます。また、2024年4月には「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」改正も控えており、更なる運転士の確保も必要となります。弊社としましては、このように厳しい環境でございますが、今後も継続して安全・快適な輸送サービスをご提供するためには、運賃改定が必要と判断し、今般、認可申請(東京都内・横浜市内)を行います。

また、本年3月に改定させて頂きました川崎市内乗合バス運賃は、これまで長期にわたり東京都内・横浜市内乗合バスとの運賃格差による収益悪化への影響が経営課題であり、今後も各地区同水準のサービスを継続してご提供していくために実施運賃変更届出(川崎市内)を予定しているものでございます。

## 2. 申請・届出概要

- (1) 申請日(届出日) 2023年11月30日(実施予定日30日前)
- (2) 実施予定日 2024年 3月24日
- (3) 申請・届出内容 東京都内・横浜市内乗合バスの上限運賃変更認可申請  
川崎市内乗合バスの実施運賃変更届出
- (4) 上限の運賃改定率 平均11.24%
- (5) 現行・申請運賃比較表

項目		現行運賃	申請(上限)運賃※1	実施運賃(予定)※2	
普通 旅客運賃	大人	現金	220円	250円	230円
		ICカード	220円	250円	230円
定期 旅客運賃	通勤	1ヶ月	9,850円	11,190円	10,290円
		3ヶ月	28,070円	31,890円	29,330円
		6ヶ月	53,190円	60,430円	55,570円

- ・川崎市内乗合バスは、既認可に基づき上記実施運賃額へ変更届出を予定しております。
- ・また、表中実施運賃は現時点の予定であり変更となる場合がありますので、認可を頂いた後、改めてお知らせいたします(通学定期券につきましては、家計負担に配慮し、実施運賃の据置を予定しております)

<注釈>

- ※1 申請(上限)運賃とは、一般乗合バス事業の経営に必要な原価に応じて算出されるバス事業者が收受しても良いとされる運賃の上限額です。
- ※2 実施運賃とは、認可が得られた上限運賃の範囲内で実施する、実際にお客さまから收受する運賃額です。

### 3. 輸送人員および収支状況(東京都内・横浜市内乗合バス路線)

項目		輸送人員	収支状況
2021年度 実績年度		97百万人	△1,110百万円
2024年度 平年度推計	改定前	106百万人	△3,610百万円
	改定後	104百万人	△1,988百万円

- ・2024年度運賃改定後の輸送人員および収支状況は申請上限運賃での推計値となります。

### 4. これまでの経営改善と今後の取り組み

弊社では、沿線における地下鉄線の開業やその他社会環境の急激な変化への対応として、路線再編等を機動的に行い、営業所を統廃合する等、総輸送費用を抑制する経営合理化を進める一方、新路線の開設をはじめ深夜早朝時間帯における輸送力の増強や周辺バス事業者からの路線譲受等によりバス路線ネットワーク向上への取り組みを推進して参りました。また、コロナ禍においては、ご利用状況を踏まえた運行計画の見直しを進めるとともに、全社的な事業変革により生産性を向上させる取り組みにより、更なる経営改善を進めて参ります。

### 5. 安全対策への取り組み

弊社では、「輸送の安全の確保」を第一に全社員が一丸となって安全・快適な輸送サービスの提供に努めております。従来より実施してきましたドライブレコーダー、デジタルタコグラフ、視線計測装置(アイマークレコーダー)等の機器の利活用による客観的視点に基づいた安全の質を高める教育に加え、安全性そのものを向上させる投資として、ドライバー異常時対応システム「EDSS」の標準搭載や左折時巻き込み防止装置等の機器の導入促進を図ると共に将来的な実用化に向けたバス車内外の各種検知システムの開発および検証も合わせて進めて参ります。また、健康に起因する事故を撲滅すべく、脳MRI・心臓ドック・睡眠時無呼吸症候群「SAS」検査を定期的実施し、今後も継続して運転士の健康管理に努めて参ります。

### 6. サービス向上への取り組み

弊社では、東京都内・川崎市内・横浜市内の乗合バス路線がご利用頂ける「東急バス全線定期券(ICカード他)」を発売して参りました。中でも通学・小児券種においては、2018年3月に運賃を引き下げることで更なる利便性向上に努め、今回の運賃改定においては、家計負担に考慮し、全ての通学・小児券種で実施運賃の据置を予定しております。また、最新のICT・IoT技術を活用した運行情報・車内混雑状況の提供や新輸送サービス等のほか、決済手段の多様化や企画乗車券等お客さま増につながる運賃施策の検討により、より快適で便利な環境づくりに積極的に取り組み、一層のお客さまサービス向上を目指して参ります。

## 7. 今後の社会問題への対応

今後の社会的課題である脱炭素化や運転士をはじめとした労働力不足問題等にバス事業も正面から取り組む必要があります。弊社では、低環境負荷車両（EVバス等）の導入促進に努めるとともに自動運転等の新技術への導入・投資も積極的に行って参ります。また、2024年4月には株式会社東急トランセとの企業統合を予定しており、組織一本化による運転士の採用活動の強化や柔軟な人員配置による事業運営全体の効率化を図って参ります。

## 8. 本件に関するお問い合わせ先

東急バスお客さまセンター 電話：03(6412)0190  
(平日9時～17時30分、土休日・年末年始除く)

以 上

報道機関お問い合わせ先

東急バス株式会社経営統括室企画部(広報担当) 電話：03-6412-0109までお願いいたします

【参考】この資料は、次の記者クラブにお届けしております。

国土交通記者会

横浜市政記者室

横浜経済記者クラブ

川崎記者クラブ

令和5年度第2回目黒区地域公共交通会議  
議題に関する意見等（意見用紙）

意見等の有無に関わらず、メール又は郵送にて、1月15日（月）までに必ずご返送いただくようお願いいたします。

委員氏名 \_\_\_\_\_

（1）東部地区地域交通バスの運賃変更等について（報告）

意見・質問がない場合は右に○を記載	
自由記述欄	

その他自由記述欄

自由記述欄
-------

ご協力いただきありがとうございました。

なお、頂戴したご意見等に関する回答は、後日会議録に取りまとめます。